

芦屋市告示第198号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第4項の規定による区域及び時間を次のとおり指定する。

令和4年8月1日

芦屋市長 伊藤 舞



記

1 指定する区域

芦屋市全域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）

2 定める時間（単位 分）

30